平成３０年（フ）第１７号
愛媛県松山市久万ノ台919番地　緑風館久万ノ台303号
債務者　宮家　裕美
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３７７号
宮崎市恒久１丁目７番地７　レジデンス江光201号
債務者　坂本　久美
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第８号
宮崎市吉村町江田原甲265番地43
債務者　小野　英範
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１２７号
鹿児島県姶良郡湧水町木場294番地４
債務者　小川　直也
1　決定年月日時　平成30年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第１７０号
福島県岩瀬郡鏡石町久来石720番地
債務者　古川　智也
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第１１号
福島県郡山市富田町字坦ノ腰72番地の13
債務者　佐久間みつき
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第２３３号
兵庫県明石市大久保町大窪3290番地　マーベラスⅡ301号、前住所兵庫県西宮市大畑町７番27号　シェモア大畑Ⅲ102号
債務者　矢吹　泰崇
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第４号
神戸市西区池上４丁目18番地の６　103号
債務者　松元　勇希
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第６号
神戸市西区伊川谷町有瀬249番地の３　日宏ハイツ205号、前住所神戸市西区美賀多台２丁目３番地の34
債務者　小松　伸一
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第１０号
兵庫県明石市大蔵谷奥11番18号　ハイツアイ301号
債務者　月岡　　瞳
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第１４号
兵庫県明石市魚住町錦が丘１丁目16番地の８
債務者　戸田　康弘
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第１９号
神戸市西区押部谷町木幡２番地の71　４－103号
債務者　澤田　奈々
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第２０号
兵庫県明石市大久保町高丘５丁目３番地の２公団住宅53棟402号
債務者　清川　基夫
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第８号
千葉県松戸市八ケ崎６丁目30番地の25
債務者　吉村　　良
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１２号
千葉県松戸市常盤平２丁目25番地　常盤平公団住宅１街区29棟304号
債務者　髙野　久枝
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３２号
千葉県我孫子市高野山３番地の77
債務者　山田　紋子（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部